

## 保護者の皆さまへ

## 平成29年度 幼稚園就園奨励費補助制度について

香美市教育委員会教育振興課

## 1. 趣旨

香美市では、国の幼稚園就園奨励費補助金の交付を受け、私立幼稚園（施設型給付を受けない幼稚園）に通園させている保護者の経済的負担の軽減を目的として、ご家庭の所得状況に応じて入園料及び保育料を軽減する措置を講じています。

## 2. 対象となる範囲

減免の対象となる保護者は、次の要件に該当する方です。

- (1) 香美市民であること。
- (2) 通園させる園児の年齢等
  - ・平成29年4月1日現在で満3歳、4歳及び5歳であること。（平成23年4月2日～平成26年4月1日生まれ）
  - ・平成29年度中に満3歳に達し、翌年の4月を待たずに年度の途中から幼稚園に入園した園児。（満3歳に達した日、又は入園した日のいずれか遅い日以降が補助対象となります）
  - ・学校教育法第18条により病弱、発育不全その他やむを得ない事由のため就学困難と認められ、就学義務が猶予又は免除された児童が幼稚園に通っている場合は、補助対象となります。
- (3) 通園させている幼稚園
  - ・子ども子育て支援法第27条第1項の確認を受けていない幼稚園

## 3. 減免の基準及び減免額

( ) 内：国庫補助限度額

所得階層	扶養親族数		課税額区分	保育料等の減免額（年額）			
	16歳未満 (H13.1.2～ H28.12.31 生まれ)	16歳以上 19歳未満 (H10.1.2～ H13.1.1生まれ)		第1子 注(3)	第2子 注(3)	第3子以降 注(3)	
第1階層	扶養親族の数は問いません		生活保護世帯	(308,000円) 154,000円			
第2階層	扶養親族の数は問いません		平成29年度の市町村民税が非課税となる世帯、又は市町村民税の所得割が非課税となる世帯	(272,000円) 136,000円 (308,000円) (ひとり親世帯等154,000円) 注(6)	(308,000円) 154,000円	(308,000円) 154,000円	
第3階層	1人	0人	平成29年度の市町村民税の所得割課税額が右欄の世帯	55,800円以下	(139,200円) 69,600円 (272,000円) (ひとり親世帯等136,000円) 注(6)		(223,000円) 111,500円 (308,000円) (ひとり親世帯等154,000円) 注(6)
	1人	1人		66,900円以下			
	2人	0人		77,100円以下			
	1人	2人		78,000円以下			
	2人	1人		88,200円以下			
第4階層	3人	0人	98,400円以下	(62,200円) 31,100円	(185,000円) 92,500円		
	1人	0人	191,400円以下				
	1人	1人	198,600円以下				
	2人	0人	211,200円以下				
	1人	2人	205,800円以下				
第4階層	2人	1人	218,400円以下	—	(154,000円) 77,000円		
	3人	0人	231,000円以下				
	扶養親族の数は問いません		上記区分以外の世帯			—	

注(1) 減免基準の所得階層は、園児の父母、及びそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者（市民税申告時に園児を扶養親族としている等）全員の平成29年度市民税の所得割課税額の合計金額とします。（ただし、租税特別措置法による住宅借入金等特別税額控除等の適用前の額とします。）

(2) 所得割課税額は、平成22年度税制改正に伴い廃止された年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分相当額を次の算式により調整して、所得階層区分を決定します。

ア 第3階層…市町村民税の所得割課税額34,500円に（ア）、（イ）の合計を加えた額以下の世帯

（ア）16歳未満の扶養親族の数×21,300円

（イ）16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円

イ 第4階層…市町村民税の所得割課税額171,600円に（ウ）、（エ）の合計を加えた額以下の世帯

（ウ）16歳未満の扶養親族の数×19,800円

（エ）16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円

(3) 第何子（「第1子」「第2子」「第3子以降」）の考え方は、上記表の所得階層が第4階層以上は、小学校3年生以下の児童で数えます。第3階層以下（第1、第2、第3階層）の世帯は、生計を一にする者であれば年齢に上限はありません。

【例1】扶養親族が3人で、そのうち中学校3年生が1人、小学校2年生が1人、幼稚園児が1人の場合、所得階層が第4階層の世帯であれば、幼稚園児は第2子となります。所得階層が第3階層の世帯であれば、幼稚園児は第3子となります。

【例2】小学校1～3年生に双子の兄弟を有する園児は、第3子扱い（双子を第1・2子扱い）となります。

(4) 途中入退園により保育料が在園期間に応じて支払われている場合、次の算定式に準じ減額して適用します。（百円未満は四捨五入）

ア 途中入園（入園料あり）・・・減免額×（保育料支払月数+入園料相当3月）÷15月

イ 途中入園（入園料なし）又は途中退園・・・減免額×保育料支払月数÷12月

裏面に続く

(5) 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援若しくは特例保育、家庭的保育事業等を利用する就学前児童の兄弟を有する園児は、兄弟を幼稚園児とみなします。

※児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用する兄弟を有する場合は、香美市から交付された受給者証の写しを提出してください。

(6) ひとり親世帯等とは保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が下記に該当する世帯とします。

- ・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- ・身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた在宅の者
- ・療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた在宅の者
- ・精神保険及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた在宅の者
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童で在宅の者
- ・国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者で在宅の者
- ・その他市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

#### 4. 手続(申請)

保育料等の減免を希望される方は、必ず次の3書類を 幼稚園 へ提出してください。

◇ 2人以上就園している場合について、2人目以降は(1)保育料等減免措置に関する調書のみ提出してください。

(1) 「保育料等減免措置に関する調書」(様式第3号)

(2) 市町村民税額の判る証明書(別紙参照)

◇ 課税証明書、平成29年度市民税・県民税(個人住民税)納税通知書、平成29年度給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)など

(3) 住宅ローン及び年少扶養控除等申立書

◇ 年少扶養親族等の住所が香美市以外の場合は、その方の住民票をご提出ください。

#### 5. 提出期限 6月23日(金)

通園している幼稚園に提出してください。

#### 6. 認定・通知

該当者の認定は香美市教育委員会が行い、該当の幼稚園を通じてご家庭に通知いたします。

#### 7. 支給時期

香美市から幼稚園への補助金交付は、平成30年2月下旬から3月初旬を予定しています。幼稚園から保護者への支給時期は、通園している幼稚園にお問い合わせください。